

## 「薬局における薬剤交付支援事業」補助額の請求は2月末日交付分までです

薬剤交付支援事業実施薬局 各位

(一社) 京都府薬剤師会事務局

京都府内に所在する薬局において、令和2年4月10日事務連絡（O410通知）等に基づき、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用を補助する「薬剤交付支援事業」については、国の予算事業であることから、

- ・ 実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了
- ・ 事業の終了が年度末（国への最終報告期限が3月中）であるため、**支援対象は最大でも令和4年2月末日分まで（請求は令和4年3月10日締切り）**

となります。

期限を過ぎたものについては、受け付けられませんので、これまで請求いただいた内容も含め、改めてご確認いただくとともに、期限までに遅滞なく申請いただきますようお願いいたします。

※おって、これまで当会で受け付けた各月の申請額（国への既報告額）について、ご確認依頼のメールを送信いたします

### <薬剤交付支援事業について>

#### ◆補助の対象

O410通知等に基づき、京都府内の薬局が調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用

- ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

#### ◆補助額

(1)処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合

①薬局の従事者が患者宅等に届けた場合

3,000円/件（令和3年9月1日実施分より適用。それ以前は500円/件）

※宿泊療養施設等に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」とします。

②配送業者を利用した場合

薬剤の配送に要した費用の全額

※ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まれません。

(2)処方箋の備考欄に「O410 対応」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額

①薬局の従事者が患者宅等に届けた場合

府薬への請求額：400円/件（500円/件－患者負担100円。）

※1か所に複数人分を同時に届けた場合も「1件」とします。

②配送業者を利用した場合

府薬への請求額：配送料－100円（患者負担）

※ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まれません。

詳細は、本会ホームページ>トップページバナー>[「薬剤交付支援事業の申請について」](#)をご確認ください。